

令和6年度 香川県の消費者行政の概要

1 関係機関との連絡調整等

消費者行政関係機関が連携して対応する必要がある消費者問題について、情報交換や施策の調整を行う。また、県民に最も身近な行政機関である市町に対して、情報提供や助言等を行っている。

(ア) 消費生活審議会

消費者行政の概要、消費生活相談の状況、及び消費者教育推進計画における施策の実施状況等について審議する。

- ・構成 消費者代表5名（うち公募委員2名）、事業者代表5名、学識経験者5名
- ・開催日 令和6年7月22日

(イ) 食品表示指導推進委員会

食品表示の指導状況や計画、消費者および事業者への普及啓発等について、意見交換を行う。

- ・構成 学識経験者3名、生産者2名、流通業者3名、製造業者2名、消費者3名
- ・開催日 令和6年7月25日

(ウ) 食品安全連絡会議表示部会

食品表示関係法令の円滑な施行のため、表示の適正化への取り組みや関係各課等との連携等について、意見交換を行った。

- ・構成 暮らし安全安心課、健康福祉総務課、薬務課、生活衛生課、農政課、農業生産流通課、畜産課、水産課、高松市
- ・開催日 令和6年5月24日

(エ) 多重債務者対策協議会

多重債務被害を防止するため、多重債務者の支援・救済、関係機関の連携等について、書面にて開催予定。

- ・構成 暮らし安全安心課、消費生活センター、健康福祉総務課、精神保健福祉センター、財務局、市町、県警察、弁護士会、司法書士会、日本貸金業協会、暴力追放運動推進センター、法テラス、日本クレジットカウンセリング協会

(オ) 市町消費者行政主管課長会議

消費者行政や消費者相談の状況について情報共有や意見交換を行った。

- ・構成 暮らし安全安心課、消費生活センター、市町
- ・開催日 令和6年5月30日

2 消費者教育・啓発等

(ア) 消費者月間（５月）事業

○ 消費生活パネル展

高松市との共催により、エシカル消費やネットトラブルによる消費者被害に関するパネル展を開催した。

- ・実施日 令和6年5月18日、19日
- ・場所 イオンモール高松 1階シーコート会場

○ 消費者支援功労者顕彰

消費者支援活動に顕著な功績のあった個人及び多年にわたり消費者の利益の擁護及び増進に功績のあった個人を顕彰した。

- ・ベスト消費者サポーター章（消費者庁表彰） 受章者1名
- ・香川県消費者支援功労者顕彰（知事感謝状） 受賞者2名

(イ) 大学等における消費者講座の開設

香川大学、香川短期大学及び県立保健医療大学と連携し、日銀・消費者庁等の協力により、正規授業の一環として消費者啓発リレー講座や講演会を開催している。（※今年度から県立保健医療大学が連携先として新規追加）

- ・香川大学法学部 全4回（予定）
- ・香川短期大学経営情報科 全3回（予定）
- ・県立保健医療大学 全1回

(ウ) 教員向け研修

教育委員会と連携し、中堅教諭等資質向上研修（対象者：在職期間が6年を経過した公立小・中学校、県立高校・特別支援学校の教諭等）において消費者教育研修を実施する。

(エ) 金融に関する広報啓発

香川県金融広報委員会（事務局：日本銀行高松支店内）、香川県、四国財務局が共催で、暮らしに身近な金融に関する幅広い広報・消費者教育活動として金融経済講演会を開催する。

(オ) 地域における消費者教育

(1)消費生活に関する資格取得講座

香川県と(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会〔NACS〕との共催で、国家資格である消費生活相談員の資格取得を支援するための講座を開催している。

- ・内容 ①事前講座（全1回・ガイダンス講座）、②本講座（全4回・一次試験対策）、③論文・面接対策講座（全1回・二次試験対策）
- ・開催時期 ①令和6年5月 ②令和6年6月・7月 ③令和6年10月
- ・場所 ①②県庁本館12階会議室、③香川県社会福祉総合センター
- ・講師 NACS 専門講師
- ・参加人数 ①20名 ②27名
- ・平成27年度から開催しており、今年度で10回目の開催。
- ・県消費生活センターの消費生活相談員のうち、5名が当講座出身者。
- ・運営は香川県消費者団体連絡協議会に委託。

(2)消費者セミナー

香川県と日本ファイナンシャル・プランナーズ協会または(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会〔NACS〕との共催で、消費生活に必要な知識や情報の普及啓発を行うため、一般消費者を対象とした消費者セミナーを開催する。

- ・テーマ ①新NISA制度、②デジタル時代に求められる消費者力、③製品安全について
- ・開催日 ①令和6年11月16日、②12月14日、③令和7年1月18日
- ・場所 県庁本館12階会議室
- ・講師 ①ファイナンシャルプランナー、②弁護士、③製品評価技術基盤機構(NITE)職員
- ・定員 ①50名、②50名、③50名
- ・運営は香川県消費者団体連絡協議会に委託。

(3)くらしのセミナー

市町等の協力を得て、消費者グループ、老人クラブ等を対象に、悪質商法等の消費者問題・健康・福祉・環境等、日常生活に密着したテーマについてのセミナーを開催している。

- ・実施回数 215回(予定)
- ・参加者数 7,032人(予定)

3 事業者に対する調査・指導

(ア) 特定商取引に関する法律及び香川県消費生活条例

不当な取引行為の適正化を図るため、特定商取引に関する法律及び香川県消費生活条例に基づき、悪質な勧誘行為等を行っている事業者に対し、調査、指導を実施する。

(イ) 食品表示法

生鮮食品や加工食品の品質表示について、巡回調査、立入検査等を実施する。

- ・巡回調査 20か所(予定)

(ウ) 不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)

商品及び役務の取引に関する景品類及び表示について、不当に顧客の誘引を行っている事業者に対し、調査、指導を実施する。

(エ) 家庭用品品質表示法

繊維製品や雑貨工業品などの家庭用品の品質表示について、立入検査を実施する。

- ・立入検査 3か所(予定)

(オ) 消費生活用製品安全法

特定製品(消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品:石油ストーブやライター等)について、PSCマークが付されているものが販売されているか、立入検査を実施する。

- ・立入検査 3か所(予定)

(カ) 消費生活協同組合法

県が所管する消費生活協同組合(地域生協6、職域生協9)及び生活協同組合連合会(以下「組合」)からの届出の受付や定款変更等の許認可などを処理するとともに、組合の業務及び会計状況について、検査を実施する。

(キ) 貸金業法

県知事登録を行っている貸金業者からの変更・更新登録事務を行う。(計6事業者)

- ・立入検査 2事業者(予定)